

印西市情報公開・個人情報保護審査会条例の解釈
運用基準

目 次

第1条	設置	1
第2条	所掌事務	2
第3条	組織	3
第4条	委員	3
第5条	会長	3
第6条	審査会の調査権限	4
第7条	委員による調査手続	5
第8条	調査審議手続の非公開	5
第9条	答申書の送付等	5
第10条	委任	5
附則		6

印西市情報公開・個人情報保護審査会条例解釈運用基準

第1条 設置

(設置)

第1条 市長の附属機関として、印西市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

【趣旨】

審査会は、地方自治法第138条の4第3項の規定により市長の附属機関として設置するものである。

第2条 所掌事務

(所掌事務)

第2条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 印西市情報公開条例（平成12年条例第24号。以下「情報公開条例」という。）第16条及び印西市個人情報保護条例（平成12年条例第25号。以下「個人情報保護条例」という。）第33条の規定による諮問に応じ、不服申立てについて調査審議すること。
- (2) 個人情報保護条例の規定により実施機関が審査会の意見を聴くこととされた事項について、実施機関の諮問に応じて意見を述べること。
- (3) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について市長の諮問に応じて、又は自ら調査審議し、意見を述べること。

【趣旨】

本条は、審査会の所掌事務を定めたもので、情報公開条例第16条及び個人情報保護条例第33条の規定による諮問に応じ、不服申立てについて調査審議するとともに情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について調査審議し、意見を述べることを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「印西市情報公開条例第16条及び印西市個人情報保護条例第33条の規定による諮問に応じ」とは、審査会は、地方自治法第138条の4第3項の規定により市長の附属機関として設置するものであるが、すべての実施機関の諮問に応じるということである。これは、情報公開制度及び個人情報保護制度の統一的な運用を図るためである。
- 2 「情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について市長の諮問に応じて調査審議し、意見を述べる」とは、公文書の不開示基準、組織、手続のあり方などの制度運営及び情報公開制度の改善に係る全般的な重要事項について、審査会は諮問に応じて又は必要がある場合には、自ら調査、審議し意見を述べる権能を持つということである。
- 3 不服申立てに対する決定権は、各実施機関にあるが、不開示決定をした実施機関だけで不服申立てについて審査することは、公平さに欠けるという見方もできる。そこで第三者により組織された審査会に諮問し、審査会は公正な立場でこれを審査し、答申する。答申を受けた実施機関は、当該答申を尊重し、決定するものとする。

(審査会の組織等)

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員)

第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

【趣旨及び説明】

1 第3条は、審査会は、実施機関の諮問に対し、公正で迅速な対応を図るため、5人以内の委員（非常勤）をもって組織することを定めたものである。なお、審査会は、合議制で運営するものとする。

2 第4条は、審査会の任用、任期及び服務を定めたものである。

審査会には、第6条第1項の規定により、不開示情報が記録された公文書を直接見分するいわゆるインカメラ審理の権限が与えられているので、第5項において委員の守秘義務について定めたものである。

なお、審査会の委員には、市民の信頼を得る上で公正性、中立性が求められることから、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条にいう政治団体の役員となったり、地方公務員法第36条に規定する政治的行為を積極的に行わないことが望まれる。

3 第5条は、会長の選任方法は、委員の互選によること、その職務は審査会を代表すること、会長の職務を代理する委員は、会長があらかじめ指名する者であることを定めたものである。

第6条 審査会の調査権限

(審査会の調査権限)

- 第6条 審査会は、第2条1号の事項の調査審議に関し必要があると認めるときは、情報公開条例第16条の規定により諮問をした実施機関又は個人情報保護条例第33条の規定により諮問をした実施機関(以下これらを「諮問実施機関」という。)に対し、諮問に係る公文書又は個人情報(以下「関係公文書等」という。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された関係公文書等の開示を求めることができない。
- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
 - 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、関係公文書等の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
 - 4 第1項及び前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書若しくは資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすること又は不服申立人等に、口頭で意見を述べる機会若しくは意見書若しくは資料を提出する機会を与えることができる。
 - 5 審査会は、不服申立人等から審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求められた場合は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときを除き、これに応ずるよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、審査会の調査権限について定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 第1項は、実施機関の行った開示決定等の判断が妥当かどうか、不開示情報が当該公文書に記載されているかなどを確認するため、開示決定等の判断がなされた公文書を直接見ることができるいわゆるインカメラ審理の権限を審査会に認めたものである。これは、審査会が、不服申立てに係る開示決定等を審査するうえで、的確かつ迅速に判断するために有効であるからである。
- 2 「必要があると認めるときは」とは、審査会が審査を行う場合に、インカメラ審理を行う必要があると認めるときをいい、いかなる場合にインカメラ審理を行うかの判断は、審査会に委ねられている。具体的には、当該公文書に記録されている情報の性質、当該事件の

証拠関係等に照らし、審査会が当該公文書を実際に見分しないことにより生じる適切な判断の困難性等の不利益と当該公文書を審査会に提示することにより生ずる行政上の不利益とを比較衡量し、なお必要と認められる場合をいう。

なお、個人情報等情報の性質に応じて特別の考慮を必要とするものについては、審査会は、諮問実施機関から必要な説明を聴き、当該公文書を提示することによって生ずる支障の内容及び程度を的確に把握し、諮問に関する説明の要求その他の方法による調査を十分行った上で、当該公文書の提示を求める必要性について判断する。

- 3 第2項は、不服申立てのあった開示決定等に係る公文書の提示を審査会から求められたときは、諮問実施機関は、これに応じなければならぬことを定めたものである。
- 4 第3項は、不服申立てのあった開示決定等に係る公文書が多く、複数の不開示情報が複雑に関係する事案などの審議では、当該事案の論点を明確にし、審理を促進するため、不服申立てのあった開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会が指定する方法で分類又は整理した資料（ヴォーン・インデックス）を諮問実施機関に対し、作成するよう求めることができることを定めたものである。
- 5 第4項は、審査会は、必要があると認める場合には、不服申立人等の審査会に対する口頭による意見陳述又は意見書若しくは資料の提出の申出を認めることその他必要な調査をすることができることを定めたものである。

「必要な調査」とは、審査会が審議するために必要な実地調査を行うこと等をいう。

なお、本項の規定を「必要があると認めるときは、・・・与えることができる」と任意的規定としたのは、当該手続は、不服申立て事件の処理の一環として行われるものであり、これを処分として構成し、不服申立てを認めることは、迅速な行政救済を図るという趣旨に反すること、また、行政不服審査法に基づく処分については不服申立てができない（同法第4条第1項）こととの均衡を図ったことによる。また、不服申立人等の意見を全面的に認めるとき、同一の公文書の開示、不開示の判断の先例が確立しているときなど、改めて当該不服申立人等から意見を聴く必要がないと認められる場合は、審査会は、当該事件の迅速な解決と審査会全体の調査審議の効率性の確保のためこれを聴かずに答申できることとするためである。

また、不服申立人等は、第4項の規定により審査会へ提出された意見書又は資料の閲覧等を求めることができるが、提出された意見

書等に対する的確な反論を求めることにより、審査会がより十分な審議をなし得るようにするため、意見書又は資料が提出されたかどうかは、不服申立人には分からないので、意見書等が提出された場合、審査会は不服申立人等にその旨を通知するよう努めるものとする。

6 第5項は、実施機関から提出された意見書又は資料は、不服申立人及び参加人の弁明・反論の参考となる場合が多く、また、審査会における公平な審議にも資することから不服申立人及び参加人が審査会に対して意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができること、審査会はこれに応ずるよう努める旨の努力義務を定めたものである。

(1) 「第三者の利益を害するおそれがある」とは、審査会に提出された意見書又は資料に、個人又は法人等に関する情報が記録されており、当該意見書等の閲覧又は写しの交付を認めることにより、当該個人又は法人等の権利利益を害するおそれがある場合をいう。

(2) 「その他正当な理由があるとき」とは、審査会に提出された意見書又は資料に記録されている情報が、第三者の個人的秘密や公にされると行政運営上支障が生ずることとなる情報など不服申立人等に知られないことについて客観的に相当な利益があるときをいう。

(3) 本項の規定を努力規定としたのは、当該手続は、不服申立て事件の処理の一環として行われるものであり、これを処分として構成し、不服申立てを認めることは、迅速な行政救済を図るという趣旨に反するためである。

(4) 意見書又は、資料の閲覧又は写しの交付の請求は、審査会提出資料等閲覧・複写請求書（印西市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則（平成16年3月26日規則8号。以下「審査会規則」という。）別記第1号様式）を審査会に提出して行うものとする。

(5) 審査会は、意見書又は資料の閲覧又は写しの交付について決定した場合は、審査会提出資料等閲覧・複写承諾通知書（審査会規則別記第2号様式）、審査会提出資料等閲覧・複写一部承諾通知書（審査会規則別記第3号様式）、審査会提出資料等閲覧・複写不承諾通知書（審査会規則別記第4号様式）により請求した不服申立人等に通知する。

7 費用負担については、公文書の開示に係る負担額と同額とする。

審査会における手続等

(委員による調査手続)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された関係公文書等を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(調査審議手続の非公開)

第8条 不服申立てに係る審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第9条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

【趣旨及び説明】

- 1 第7条は、審査会の迅速かつ機動的な調査審議を図るため、合議体を構成する一部の委員により調査、意見陳述の聴取等ができることを定めたものである。
- 2 第8条は、審査会の不服申立てに係る調査審議の手続は、不服申立てに係る公文書の開示決定等の適否について行われるものであり、公開すると不開示情報が公になりかねないことから不服申立てに係る調査審議の手続は、すべて非公開とすることを定めたものである。
- 3 第9条は、審査会が答申したときは、不服申立人及び参加人へ答申書の写しを送付すること及び答申の内容を一般に公表すべきことを定めたものである。公表するものを「答申の内容」としたのは、答申書には、不服申立人の氏名等、一般に公表することが適当でない部分が含まれていることがあり得ることを考慮したためである。
- 4 第10条は、審査会の運営及び調査審議の手続に関し必要な事項を市長が規則等で定める根拠規定である。審査会は、地方自治法上、市長の附属機関として位置づけられるものであるから、運営及び調査審議の手続に関し必要な事項は、市長が規則等で定めるものである。「必要な事項」とは、会議の招集、定足数、議決方法、手続に関する様式、審査会の庶務等についてである。

附 則

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に印西市情報公開条例の一部を改正する条例による改正前の印西市情報公開条例（以下「改正前の情報公開条例」という。）第20条第1項の規定により委嘱された印西市情報公開審査会（以下「情報公開審査会」という。）の委員である者及び印西市個人情報保護条例の一部を改正する条例による改正前の印西市個人情報保護条例第43条第1項の規定により委嘱された印西市個人情報保護審査会（以下「個人情報保護審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第4条第1項の規定により印西市情報公開・個人情報保護審査会（以下「情報公開・個人情報保護審査会」という。）の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成18年9月30日までとする。

- 3 この条例の施行前に情報公開審査会及び個人情報保護審査会にされた諮問でこの条例の施行の際、当該諮問に対する答申がされていないものは、情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について個人情報保護審査会がした調査審議の手続は情報公開・個人情報保護審査会がした調査審議の手続とみなす。

- 4 情報公開審査会及び個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 5 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

情報公開審査会委員	日額 7,500円
個人情報保護審査会委員	日額 7,500円

を

」

「

情報公開・個人情報保護審査会委員	日額 7,500円
------------------	-----------

に改める。

」

(印旛村及び本埜村の編入に伴う経過措置)

- 6 印旛村及び本埜村の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに、印旛村情報公開審査会（印旛村情報公開条例（平成15年印旛村条例第1号）第16条第1項に規定する審査会をいう。以下同じ。）になされた諮問で、編入日の前日までに当該諮問に対する答申がなされていないものは、審査会になされた諮問とみなし、当該諮問について印旛村情報公開審査会がした調査審議の手続は、審査会がした調査審議の手続とみなす。
- 7 編入日の前日までに、本埜村情報公開審査会（本埜村情報公開条例（平成14年本埜村条例第8号）第19条第1項に規定する審査会をいう。以下同じ。）になされた諮問で、編入日の前日までに当該諮問に対する答申がなされていないものは、審査会になされた諮問とみなし、当該諮問について本埜村情報公開審査会がした調査審議の手続は、審査会がした調査審議の手続とみなす。
- 8 編入日の前日までに、印旛村個人情報保護審査会（印旛村個人情報保護条例（平成17年印旛村条例第1号）第32条第1項に規定する審査会をいう。以下同じ。）になされた諮問で、編入日の前日までに当該諮問に対する答申がなされていないものは、審査会になされた諮問とみなし、当該諮問について印旛村個人情報保護審査会がした調査審議の手続は、審査会がした調査審議の手続とみなす。
- 9 編入日の前日までに、本埜村個人情報保護審査会（本埜村個人情報保護条例（平成15年本埜村条例第20号）第30条第1項に規定する審査会をいう。以下同じ。）になされた諮問で、編入日の前日までに当該諮問に対する答申がなされていないものは、審査会になされた諮問とみなし、当該諮問について本埜村個人情報保護審査会がした調査審議の手続は、審査会がした調査審議の手続とみなす。
- 10 印旛村情報公開審査会若しくは印旛村個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務又は本埜村情報公開審査会若しくは本埜村個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、編入日以後も、印旛村情報公開条例若しくは印旛村個人情報保護条例又は本埜村情報公開条例若しくは本埜村個人情報保護条例の例による。

附 則（平成22年3月17日条例第25号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

【趣旨】

本附則は、この条例の施行期日及び経過措置を定めたものである。